

第7章 日本の核のトリレンマ——核廃絶、核抑止、核燃サイクル

鈴木達治郎

1 新たな核の時代

核兵器の非人道性に焦点をあてた「核兵器禁止条約」が採択された二〇一七年七月七日は、核兵器廃絶を願う世界中の人々にとって、歴史的な一日となった。核兵器に「悪の烙印」を押し、国家ではなく人間の安全保障を基盤とした、新たな時代の幕開けである。しかし、唯一の戦争被爆国で、核兵器の非人道性をもっとも世界に訴える立場にあり、核兵器廃絶を国是とする日本政府は、一貫して国際安全保障環境の厳しさを理由にこの条約への不参加を明言している。米国の拡大核抑止に大きく依存している日本の核政策の矛盾が

改めて明らかになったのである。一方、日本が原子力政策の柱として進めてきた「核燃料サイクル」政策も、大量のプルトニウム在庫量を抱え、核拡散や核セキュリティのリスクをたかめ、また「潜在的核抑止力」として周辺国にも懸念を呼んでいる。原子力平和利用と核拡散の接点ともいえる「プルトニウム問題」は、いまや北東アジアの非核化という流れにも逆行している。この日本が抱える三つの相互に矛盾する問題、「核兵器廃絶」「核抑止依存」「核燃料サイクル」、これを日本の「核のトリレンマ」と呼び、核のトリレンマをどう解決するかが、本論の焦点である。

2 日本の核の「トリレンマ」——核兵器廃絶、核抑止、核燃サイクル

日本は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器廃絶」を究極の目標とした外交政策をとっている。だからこそ、毎年国連総会にて「核兵器廃絶決議」を提出しているのだ。さらに「非核三原則」を国是とし、核不拡散条約（NPT）等の国際核軍縮・不拡散体制には優等生として、忠実に国際規制を順守している。

しかし、一方で、日米安全保障条約の下、日本の安全保障は米国の「核抑止力」を含む「拡大抑止」に大きく依存している。北東アジアの厳しい安全保障環境を理由に、日本は核

兵器禁止条約の交渉にも参加しなかった。非核三原則のうち「持ち込ませない」については、米国と「密約」があったことも明らかにになった。最近では、オバマ政権の核軍縮政策に対し、ひそかに異論を唱える外交も行っていたことが報じられている（朝日新聞 2018）。

そして、原子力政策である。一九五四年、ビキニ水爆による「第五福竜丸」事件があった、反核運動が盛り上がったころ、米国が打ち出した「平和のための原子力」政策に乗って、日本も原子力平和利用の推進に乗り出す。その原子力政策の中心をなしてきたのが、「核燃料サイクル」である。発電所からの使用済み燃料に含まれるウランとプルトニウムを「再処理」して回収し、再び燃料として再利用する政策のことだ。その完結には高速増殖炉（FBR）の実用化が不可欠であり、当時はこの政策も世界の潮流であった。しかし、時代は変わり、FBRは夢の原子炉のまま、商業化の見通しはなく、核燃料サイクルは破たん。その結果、大量のプルトニウムを抱えることになった。

この「核兵器廃絶、核抑止、核燃サイクル」が、日本の抱える深刻な「核のトリレンマ」なのである。

3 「核兵器廃絶」と「核抑止」のジレンマ

「核兵器廃絶」と「核抑止」のジレンマは日本にとって、長年の課題であったが、最近その課題が特に顕著に表れたのが、「核兵器禁止条約」成立に至るまでの過程とその後の動きである（中村 2017）。

核兵器の法的禁止に向けての動きは、「核兵器使用の非人道性」を改めて訴えた二〇一〇年四月の赤十字国際委員会（ICRC）ケンベルガー総裁演説に始まったといってもよい。この演説の中で、ケンベルガー総裁は国際人道法の下に核兵器の法的禁止と廃絶を訴えたのである。これを受けて、二〇一〇年五月、核不拡散条約（NPT）再検討会議にて合意された最終文書に「核兵器禁止に向けての法的枠組みが必要である」との文章が初めて記された。その後、二〇一二年五月にはNPT再検討会議第一回準備委員会にて「核兵器の人道的影響に関する共同声明」（オーストリアをはじめとする一六カ国）が初めて発表され、引き続き第二回（二〇一二年十月、スイスなど三十五カ国が賛同）、第三回（二〇一三年四月、南アフリカ等八〇カ国が賛同）NPT再検討会議第二回準備委員会での声明と、徐々に賛同国が増えていった。日本政府は「いかなる状況においても核兵器は使用されてはならない」という表

現や、核兵器の法的禁止につながる動きを警戒して第三回まで賛同することはなかった。二〇一三年十一月に発表された第四回声明には一二五カ国もの賛同国に上り、日本も国際法に関する記述が削除されたことから、ようやく賛成に回ったとされる。これら「核兵器の人道的影響に関する声明」の動きが「核兵器の人道的影響に関する会議」の開催につながる。第一回は二〇一三年三月にオスロ（ノルウェー）、第二回が二〇一四年二月にナジャリット（メキシコ）で、第三回が二〇一四年十二月にウィーン（オーストリア）で開催された。日本政府は、第一回からこの会議に出席してきたが、やはり核兵器の法的禁止に対しては慎重な態度をとり続けた。

そして、二〇一五年、NPT再検討会議での最終文書採択ができなかったこともあり、同年の国連総会において、メキシコ・オーストリアなどの提案をうけて、「核兵器を法的に禁止する枠組みに関する実質的な協議」を行う「公開作業部会（OEWG）」の設置が合意された。この公開作業部会は二〇一六年八月、核兵器禁止条約の交渉会議開催を国連総会に勧告する歴史的報告書を採択した。

この勧告に基づき、二〇一七年三月より、核兵器禁止条約交渉会議が開催された。この会議には一三〇の非核保有国が参加したが、核保有国はすべて欠席、日本をはじめとする

「核の傘」国もオランダを除きすべて欠席となった。ただ、日本政府は高見澤軍縮大使が、冒頭に交渉会議に参加できない旨の演説を行い、そのまま退席するという異常な状況となった。その時の演説が、日本がかかえる「核のジレンマ」を見事に表している。以下にその重要部分を引用する。

「日本は、世界で唯一、人類に対する戦時下の核使用の惨禍を広島と長崎において経験した歴史から、被爆の実相とその非人道性に対する正確な認識を世代と国境を越えて広げていく使命を有しています……我が国は、核軍縮を進展させ、核兵器のない世界に近づけるためには、核兵器使用の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識という二つの認識をしっかりと踏まえた上で、核兵器国と非核兵器国双方を巻き込んだ現実的かつ実践的な措置を積み上げていくことが重要であり、そしてこれが最も効果的であることを一貫して主張してきました……この条約構想について、核兵器国の理解や関与は得られないことが明らかとなっています。また、核兵器国の協力を通じ、核兵器の廃絶に結びつく措置を追求するという交渉のあり方が担保されておりません。このような現状の下では、残念ながら、我が国として本件交

渉会議に建設的かつ誠実に参加することは困難と言わざるを得ません」(二〇一七年三月

二五日、核兵器禁止条約交渉第一回会議にて、高見澤軍縮大使の演説)(外務省、二〇一七年三月)

この演説で、日本政府は「唯一の戦争被爆国としての使命」を訴え、「核兵器の非人道性に対する正確な認識」が必要としたうえで、同時に「厳しい安全保障環境に対する冷静な認識」も必要であるとして、「核兵器国も参加できる現実的かつ実践的な措置」を積み上げることが最も有効であるという、基本的な考え方を示した。その考えは核軍縮に積極的といわれる河野太郎外務大臣の下でも変わっていない。

核兵器禁止条約への態度が煮え切らない一方、米国の核抑止力への依存はさらに増していると言わざるを得ない。二〇一七年二月、トランプ大統領と安倍首相の首脳会談後の日米共同声明では、「核および通常戦力の双方によるあらゆる種類の軍事力を使った日本の防衛に対する米国のコミットメントは揺るぎない」(外務省、二〇一七年二月)と明記された。ここまで「核の傘」が明記されたのは、一九七五年の三木・フォード会談以来のことであり、この背景には北朝鮮をめぐる安全保障環境が緊張を増していたことがあげられるだろう。

また、日本が一九九四年以来、国連総会第一委員会に提出している「核兵器廃絶決議案」

にも影響が出始めた。二〇一七年十月に採択された決議案では、同年に成立した核兵器禁止条約には触れておらず、賛成国は二〇一六年の一六七カ国から一四四カ国にまで減少した。ただ、核兵器国の米国、英、仏は賛成に加わった（毎日新聞 2017）。二〇一八年十一月に採択された決議案では、やはり核兵器禁止条約には触れなかったものの、過去の NPT 再検討会議での採択文書の履行や NPT 第六条を引用するなど、核軍縮により積極的な姿勢を見せたため、賛成国は一六〇カ国までに戻したが、逆に核保有国の米国、フランスが棄権に回った（朝日新聞 2018）。昨年賛成した英国は今回も賛成した。しかし、核兵器禁止条約にはやはり触れなかったため、ブラジル等核兵器禁止条約を推進する多くの国が棄権した。

このような状況はまさに、日本の核軍縮外交が、「ジレンマ」に直面していることをよく表している。このジレンマを克服すべく、日本政府は「核兵器国」と「非核兵器国」の「橋渡し役」を果たすべく、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の設置を二〇一七年の NPT 再検討会議第一回準備委員会で発表し、同年九月に第一回を広島で開催、その後第二回を二〇一八年三月に東京で開催し、河野外務大臣に提言を提出した。その概要は以下の通りである。

一、核軍縮における二つの潮流の対立がより先鋭になった結果、異なる立場の国々が重要な事項について有意義なやり取りができなくなっている……各国は直ちに橋渡しの措置に取り組まなければならない。

二、橋渡しの取り組みは、核廃絶を実現するための明確で共通のビジョンを見出すものでなければならない。橋渡し役は、アプローチの対立を生んでいる本質的な事柄についての議題を検討すべき……以下の取り組みを提言する。①NPT運用検討プロセスの実施の強化、②橋渡しの基盤としての信頼醸成措置、③異なるアプローチを収斂するための基盤づくり……その中で核軍縮の監視、検証および遵守のメカニズムの構築に向けた取り組みの強化、安全保障と軍縮の関係に関する「困難な問題」に取り組む議題の設定（外務省 2018）

これらの提言は、確かに「橋渡しの役」を果たすうえで必要な項目であるといえるが、どこまで政府がこの提言を実施に移すかはまだ見えていない。なお、第三回会合は二〇一八年十一月に長崎で開催されたが、新たな提言は出されていない。

4 「核燃料サイクル」と「潜在核抑止力」のジレンマ

日本における原子力開発の基本方針は、原子力基本法に「平和利用のみ」であることが明記されている。一方で、日本は開発当初から、使用済み燃料に含まれるプルトニウムとウランを回収して燃料として再利用する「核燃料サイクル」を基本方針としてきた。しかし、福島第一原発事故もあって、日本の核燃料サイクルは既に破たんしているといっても過言ではない。核燃料サイクルの究極的目標である「高速増殖炉」の開発は、原型炉「もんじゅ」の廃炉によって将来が全く不透明となった。また核燃料サイクルにとって不可欠の再処理事業も大幅に遅れており、これまでに発生した使用済み燃料のうち、再処理をおこなったのは約三分の一に過ぎず、残りは原子力発電所のプールに貯蔵されており、この使用済み燃料の貯蔵場所を見つけないことができないというのが現状だ。

この結果、核燃料サイクルの推進は、プルトニウムという核兵器材料の在庫量問題を生み出すことにつながっている。プルトニウムは核兵器転用可能であることから、日本政府は「余剰プルトニウムはもたない（利用目的のないプルトニウムは所有しない）」という政策を一九九一年に発表しており、さらに透明性向上を図るべく、毎年その在庫量を公表してき

た。また、初の商業規模である六ヶ所再処理工場の完成が間近に迫った二〇〇三年には「プルトリウム利用の基本的な考え方」（原子力委員会 2013）を発表して、透明性向上と信頼醸成に取り組んできた。しかし、プルトリウムの需要が先送りになる一方で、再処理を継続させてきた結果、累積の回収プルトリウム量（約五〇トン）のうち実際に利用したのはわずかにその六パーセントにあたる約三トン。その結果、二〇一七年末現在、日本が所有するプルトリウム在庫量は四十七トンにまで膨れ上がった（内閣府 2018）。長崎型原爆（六キロ／発）に換算すると八千発にも相当する。

一方、核の拡散と安全性に対する懸念の高まりを受け、日本のプルトリウム政策に向けられる国際的注目も高まっている。二〇一八年、前オバマ政権で核不拡散担当の国務次官補であったトーマス・カントリーマン氏は、日本での意見交換に際し、以下のように述べた。

「日本が四十七トンものプルトリウムを保有していることを強く懸念する。国際的な信用を損なっている……日本が使用済み核燃料からプルトリウムなどを取り出す再処理政策を続けることは、核拡散のリスクや地域の緊張を高め、経済的なメリットもな

い……核燃サイクル政策をゼロベースで見直し再処理を継続すべきか検証するよう、国会が政府に指示すべきだ」（共同通信 2018）

再処理プログラムに対する国際的懸念は、北東アジアにも広がっている。韓国は、再処理は国家主権の重要な権利だと主張して、日本と同様の包括同意権を米国との二国間協定交渉で求めてきた。その結果、包括同意権は認められなかったが、現在は限定的な米国との共同研究開発だけが認められている。また、中国はフランスと大規模再処理工場の建設に合意しており、このままでは北東アジアでプルトニウム競争が進む恐れも指摘されている（Fitzpatrick 2016）

日本は「平和利用」であることを強調して、核燃料サイクルが核拡散リスクを増やさないよう万全の措置をとるとしているが、一方で、「潜在的核抑止力にもなる」という主張が日本国内には存在することも事実だ。歴史的には一九六九年に外務省が作成した内部資料「我が国の外交政策大綱」には以下のような文章がある。

「当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャル

（能力）は常に保持するとともに、これに対する掣肘を受けないように配慮する」（外務省 1969）

さらに、福島原発事故以降、停滞する日本の原子力、特に核燃料サイクルに対し、以下のような社説や政治家の発言が堂々とされるようになった。

「日本は原子力の平和利用を通じて核拡散防止条約（NPT）体制の強化に努め、核兵器の材料になりうるプルトニウムの利用が認められている。こうした現状が、外交的には、潜在的な核抑止力として機能していることも事実だ」（読売新聞 2011）

「核の潜在的抑止力を持ち続けるためにも、原発をやめるべきとは思いません……原発の技術があることで、数か月から一年といった短期間で核を持ちうる」（石破 2011）

このように、核燃料サイクルと潜在的核抑止力の維持が、日本の原子力・核不拡散政策にとって大きなジレンマとなっているのだ。

5 「核の傘」依存から脱却して、北東アジア非核兵器地帯を

「核の傘」から脱却するにはどうすればよいか。今、その千載一遇のチャンスが訪れている。

二〇一八年一月以降、北朝鮮と韓国が急速に接近し、二月の平昌オリンピックへの参加と、それに続く外交努力が実って、四月二七日、歴史的な南北首脳会談と「板門店宣言」を発表し、「朝鮮半島の非核化」「朝鮮戦争の終結」など二三項目にわたる合意を達成した。そして、六月一二日には、「米朝首脳会談」が実現し、共同声明が発表された。ここでも、朝鮮半島の非核化と朝鮮半島での恒久的で安定的な平和体制の構築に合意しており、朝鮮半島をめぐる情勢は大きく転換の時期を迎えた。

しかし、今後これらの合意を実現するための課題は数多く残されている。特に重要なのは、「非核化の検証」と「北東アジアの安全保障の枠組み構築」である。これらの目標を達成するためには、米・韓国のみならず、日本、中国、ロシアといった周辺国も協力して、朝鮮半島の非核化と平和の道筋を確固たるものにする必要がある。

この両方を実現する目標として、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）が提案

しているのが「北東アジア非核兵器地帯に向けた包括的アプローチ」である。（長崎大学核兵器廃絶研究センター 2015）この概要は以下の四項目からなる。

- 一、朝鮮戦争の戦争状態の終結宣言
- 二、核を含むすべてのエネルギーにアクセスする平等の権利を確保
- 三、北東アジア非核兵器地帯条約締結
- 四、常設の北東アジア安全保障会議の設置

一については、南北首脳会談、米朝首脳会談でもふれられているように、北朝鮮が核を放棄する重要な条件の一つであり、米国をはじめ、関係諸国が朝鮮戦争の終結宣言に向けて努力することが望まれる。二については、原子力平和利用の権利を保証したNPTにならい、北朝鮮がこの枠組みに参加する貴重な動議付けになりうると考えられる。

三の「北東アジア非核兵器地帯」については、いわゆる「スリー・プラス・スリー」と呼ばれる構想で、「北朝鮮、韓国、日本」の三カ国が非核兵器地帯国家となり、周辺の核保有国「米・ロシア・中国」が上記三カ国に対して、「核兵器による脅威、威嚇、攻撃をしな

い」という「消極的安全保証」を与える条約を指す。今回提唱されている「朝鮮半島の非核化」が実現すれば、「朝鮮半島非核兵器地帯」条約を結ぶことも夢ではない。だとすると、それに日本が加わり、北東アジア非核兵器地帯を目指すことも、決して非現実的な案ではなくなった。そして、非核兵器地帯条約には、当然のことながら、「非核化の検証措置」が法的拘束力を持つて組み込まれることになる。さらに、三にかかれた「北東アジア安全保障会議の設置」により、核問題のみならず、地域の安全保障問題を協議できる場が確保されることにより、この地域の長期的な平和の枠組みも構築することができる。これが「包括的アプローチ」の重要なポイントだ。

逆に、日本がこの非核兵器地帯構想に消極的であるところのような影響がでるだろうか。「朝鮮半島の非核化」を実現するには、在韓米軍が核兵器を配備していないことが検証されなければいけないが、在日米軍については検証措置の対象外となるため、核の存在を検証することができないため、「隠れ蓑」として疑われる可能性もでてくる。さらに、上述の大量のプルトニウム在庫量と抱き合わせで、日本の「核」政策への疑念が強まる恐れもある。日本にとって、非核化プロセスへの不参加は単に現状維持ではなく、国際関係上も負の影響をもたらすことになる。逆に参加することで、日本は中・ロシア・北朝鮮からの脅威

を理由とする「核の傘」から脱却することができる。そして、さらに「核兵器禁止条約」にも参加することができるのである。これこそが、被爆国日本がとるべき政策であり、この実現に向けて、全力を注ぐことが今求められているのだ。

6 プルトニウム問題の解決に向けて

二〇一六年末現在、世界全体で、分離プルトニウムの在庫量は五一八トンと推定されており、これは長崎型原爆（六キログラム／発）に換算して八六四四〇発分になる（RECNA 2018）。その中でも、軍사용（核兵器に使用されているか、軍사용に貯蔵されているもの）はわずかに一五二トン（三〇％）にとどまり、残りの非軍사용（解体核兵器から回収されて軍사용としては「余剰」と宣言されたものと民生用再処理から回収されたもの）は三六六トン（七〇％）にまで達している。世界のプルトニウム在庫量は、主にこの「民生用再処理」からのプルトニウム量の増加が大きな問題となっているのだ。その中でも日本は、上記に述べたように非核保有国として最大の四七トン（九％）を占めており、周辺諸国にとっても、懸念の的となっている。

このプルトニウム問題の解決に向けて、どのような対策が考えられるか。日本政府は

二〇一八年七月に発表した「エネルギー基本計画」には、新たに「プルトニウム在庫量を削減する」との記述が初めて明記された（経産省 2018）。さらに、原子力委員会は、二〇一八年七月、二〇〇三年に策定された「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」の改訂版を発表した。そこには「プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は以下の措置に基づき、現在の水準をこえることはない」と明記された（原子力委員会 2018）。この中で、原子力委員会は初めて、再処理のペースを需要に合わせて抑制する点を明確にし、また当分利用できないプルトニウムについては、直接処分もありうることを明記した点で、画期的と評価される。しかし、この問題は、日本のみならず、世界の安全保障問題として考慮すべき問題であり、そのためには、世界的に新たな枠組み・規範が必要と考えられる。例えば、大きく次の四つの選択肢が考えられる。（Suzuki 2018）

1) 国際管理による透明性・信頼向上——これは、各国が所有するプルトニウムを国際原子力機関（IAEA）に寄託する方法である。原子力開発当初からあるアイデアだが、所有国が限定されている今、実現の可能性は決して低くない。あるいは、所有権を核保有国に譲る方法もある。プルトニウム在庫量は減らないが、透明性

や信頼性向上にはつながる。

2) MOX燃料として原子炉で利用（再処理はしない）——これが、今日本やフランスが実施している政策だが、プルトニウム在庫量を減らすためにはその使用済み燃料は再処理しないで、処分することが望ましい。問題はコストが高いこと、燃やす原子炉が少ない等の理由で、在庫量を減らすまでに至っていない。

3) ごみとして処分——プルトニウムに経済的価値はないとの判断から、米国、英国はともに、プルトニウムを「ゴミ」として、地層処分する計画である。コストは安い、技術開発が必要だ。

4) 再処理政策の見直し——最後は、根本的に解決するためには、再処理政策を見直し、プルトニウムの供給を止める必要がある。再処理に合理性はないので、これによる実害はないが、過去の政策への執着や政策変更に伴う様々な政治・経済リスクが大きいと思われる。しかし、再処理政策を見直さない限り、根本的なプルトニウム問題の解決はない。

これらの提案は、平和利用に徹する日本が提案することで、さらに説得力が増す。日本の

核燃料サイクルの矛盾を解消し、国際的な懸念を緩和する意味でも、このような提言に積極的に取り組むことが望まれる。

7 トリレンマ克服に向けて

日本の核のトリレンマは、極めて深刻な状況に追い込まれた。このままでは、世界の核廃絶の流れに取り残されるところか、その流れを止めている国として批判を免れないだろう。朝鮮半島の非核化が始まろうとしている今こそ、核抑止への依存度を減らし、プルトニウム量削減のために核燃料サイクル政策も見直す絶好の時期である。

《参考文献》

朝日新聞（二〇一八）「日本の核廃絶決議案を採決、米や仏が棄権、国連委」、二〇一八年十一月二日

<https://digital.asahi.com/articles/ASLC234YDLC2UHB100M.html>

外務省（二〇一七a）「核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使によるステートメント」二〇一七年三月二十七日

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000243025.pdf>

外務省（二〇一七b）「日米共同声明」二〇一七年二月十日

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000227766.pdf>

外務省（二〇一八）「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」提言概要、二〇一八年三月二十九日

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000349263.pdf>

外務省（一九六九）外交政策企画委員会「わが国の外交政策大綱」一九六九年九月二十五日

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_hokoku/pdfs/kaku_hokoku02.pdf

共同通信（二〇一八）「日本の核物質保有、『信用損ねる』、米元高官ら与野党に提言」二〇一八年六月二十七日

<https://this.kijiris/384632468780713057>

経済産業省（二〇一八）「エネルギー基本計画」二〇一八年七月

http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/180703.pdf

原子力委員会（二〇〇三）「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」（原子力委員会決定）、

二〇〇三年八月五日

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000349263.pdf>

原子力委員会（二〇一八）「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（原子力委員会決定）、二〇一八

年七月三十一日

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/kettei/3-2set.pdf>

石破茂（二〇一）「石破茂インタビュー」『SAPIO（さぴお）』二〇一一年一〇月五日号

内閣府原子力政策担当室（二〇一八）「我が国のプルトニウム管理状況」二〇一八年八月一日

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2017/siryo27/siryo2.pdf>

中村桂子 (二〇一七) 「なぜ歴史的な条約は採択されたのか——非核保有国における意識の変容から——」、RECNA Policy Paper 「核兵器禁止条約採択の意義と課題」二〇一七年八月、REC-PP-06, pp.18-25.

<http://naosite.jp.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/37700/1/REC-PP-06.pdf>

長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) (二〇一五) 「提言：北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ」二〇一五年三月

http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Proposal_J_honbun.pdf

長崎大学核兵器廃絶研究センター (二〇一八) 『核物質データベース』二〇一八年六月

http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/fms/pu_201806

毎日新聞 (二〇一七) 「核廃絶決議案、賛成二三か国減、禁止条約対応で日本に反発」二〇一七年一〇月二十八日
<https://mainichi.jp/articles/20171028/k00/00e/010/259000c?pid=14516>

読売新聞 (二〇一七) 社説「エネルギー政策 展望なき『脱原発』と決別を」二〇一七年九月七日

<http://shassetsu.seesaa.net/article/224696539.html>

Fitzpatrick, Mark (2016), *Asia's Latent Nuclear Powers: Japan, South Korea and Taiwan*, The International Institute for Strategic Studies Press.

Suzuki, Tatsujiro (2018), Possible Options for International Management of Plutonium Stockpile, *Civil Plutonium Transparency in Asia*, Institute for International Science and Technology Policy, Fissile Zero Project, The Georgetown University, pp.11-17, November 2018.

https://cpb-us-e1.wpmucdn.com/blogs.gwu.edu/dist/c/1963/files/2018/10/54368_GWU_low-2gp77wb.pdf